

番 号 : 170545

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名 : 投資促進を通じた産業高度化・競争力強化プロジェクト(仮) 詳細計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年9月上旬から2017年10月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間  
3日 22日 7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
  - (2) 見積書提出部数 : 1部
  - (3) 提出期限 : 8月16日(12時まで)
  - (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
- ※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細については「業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き」(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月31日(木)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	投資促進・産業開発分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマーにおいては、2011年4月の総選挙以降、民主化・市場経済化に向けた積極的な取組みを進めており、民主化への制限の緩和や、経済開放を推進するための金融セクター改革、貿易障壁の緩和などの政策を相次いで打ち出し、国家の復興と開発に向け、社会インフラの整備等に取り組んでいる。

ミャンマー政府は、雇用創出や国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資（以下、FDI）の誘致を重視しており、経済特別区（以下、SEZ）法の制定（2011年1月27日発効）の他、投資環境改善に向けた外国投資法の制定（2012年11月2日発効）及び同法の施行細則の制定（2013年1月発効）等の法制度整備を進めてきた。2014年1月には改正SEZ法が成立し、同法の施行細則についても2015年8月に発効された。また、2016年10月には、外国投資法とミャンマー市民投資法を統合した新投資法が成立し、2017年3月には新投資法細則も発効された。更に、現在、1914年制定の会社法の改定作業を進めているところである。

上記のような施策を通じ、FDIの順調な増加は見込まれている一方で、国内産業の競争力は弱く、外資系企業とのリンケージはなかなか進んでいない。国内産業の振興に関し、2013年1月にテインセイン大統領（当時）を議長とする中小企業振興中央委員会及びニヤントウン副大統領（当時）を委員長とする中小企業振興実行委員会が設置された。2012年には工業省内に中小企業センターが設置され、2014年には中小企業振興部への改組を通じ、全国50か所にサブオフィスが設置されるなど、地域格差を回避し地方部も含め均衡のとれた経済成長を図る観点から、具体的な支援策が開始されている。加えて、2015年4月には中小企業振興法が発効した。

計画財務省投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration）（以下、DICA）は、旧国家計画経済開発省（現計画財務省）の下、1993年に設置され、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission（以下、MIC））の事務局として投資審査業務等を行い、投資促進機関として機能すると共に、会社の設立・管理を担当している。DICAにおいて、JICAは、国家総合開発計画（National Comprehensive Development Plan（NCDP））（2011-2031）の遂行にあたりFDIの活用を図るべく、「長期外国投資促進計画（Long-term Foreign Direct Investment Promotion Plan（以下、FDIPP））」の策定を支援した。また、2014年3月より「投資振興アドバイザー」を派遣し、FDIPPに基づく投資促進にかかる枠組み支援、DICA職員の能力強化、投資促進活動支援を行っている。

また、現在実施中の「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」（2016年9月～2018年4月）において、FDIPPの改訂及び新投資法による体制に見合ったDICAの組織及び職員の能力強化や、ティラワSEZで提供しているワンストップサービス（以下、OSS）の内容を踏まえた、DICAで提供するOSSの見直し・強化に係る取組みを通じた調査を行っている。

なお、ティラワSEZ開発において、JICAはミャンマー日本ティラワ開発会社（Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.）への出資とともに港湾、電力関連施設、通信、アクセス道路といった周辺インフラの整備を円借款や無償資金協力で支援している。更に、改正SEZ法の起草及び同法の施行細則の草案作成等について技術支援を行うとともに、「ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト」（2014年9月～2016年9月）及び現在実施中の「ティラワ経済特別区管理委員会運営支援アドバイザー」において、ティラワSEZ管理委員会及びワンストップサービスセンター（以下、OSSC）の組織運営体制・経営管理能力強化にかかる支援、並びにティラワSEZ管理委員会及びOSSCが発行する各種申請・許認可に関する業務フローの整備等にかかる支援を実施している。

工業省においてJICAはミャンマーの経済改革を担う人材の育成を目標として2012年から「経済改革支援調査」を実施し、金融分野、農業分野と並び設置された貿易・投資・中小企業振興分野のワーキンググループにおいて、産業・中小企業振興に関する工業省スタッフの能力向上に資する活動を行ってきた（2015年9月終了）。これらを踏まえ、現在、産業・中小企業振興のための施策策定・実施能力強化を図るために「産業振興機能強化プロジェクト」（2016年2月～2019年2月）を実施している。

また、商業省、商工会議所連盟を主なカウンターパートとする「ミャンマー日本人材開発セン

タープロジェクト」ではビジネス人材の育成を支援している他、「中小企業金融強化事業」を通じて、ミャンマー経済銀行を介したツーステップローンにより中小企業に対する設備投資資金等の融資を行った。

加えて、商業省において、JICAは、「ミャンマー貿易実務能力向上支援調査」（2012年12月～2014年3月）及び「ミャンマー国貿易振興体制情報収集・確認調査」（2015年3月～2016年1月）を通じ、2012年4月に設立された貿易研修センター（以下、TTI）の貿易研修カリキュラム、講師の能力強化及び貿易振興ロードマップの策定支援を行った。その間、2013年4月には、商業省の組織変更により国境貿易局に代わって貿易振興局が設置（2015年5月に商業・消費者局と統合し、貿易振興・消費者局に再編）され、その後2014年7月には貿易活動に関する情報提供やコンサルティングを行うミャンマー貿易センター（以下、MTC）が設立されている。更に、2016年3月の新政権発足により、輸出振興局（Department of Trade Promotion、通称MYANTRADE）が設置され、MYANTRADEの傘下にMTCが置かれることとなった。以上の状況を踏まえ、輸出振興にかかる商業省の更なる組織・能力強化を図ると共に、輸出志向型企業の誘致促進や産業振興とリンクした輸出振興策の検討、またこれらに資する産業人材育成に向けた工業省、商業省、DICA間の連携等について、外国投資促進と並行して取り組んでいく必要があることから、上記「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」において支援を行っている。

これらの状況を踏まえ実施する本プロジェクトは、ビジネス環境整備を通じた投資促進、産業振興を一体的に支援し、一貫性のある各種政策・施策策定に反映していくことにより、持続的な経済成長の実現に資するものである。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの要請背景、内容、CP機関の実施能力、体制、課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、ミャンマー側とプロジェクトの協力の枠組みについて確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とし実施する。

## 7. 業務の内容

業務内容についてはそれぞれ以下のとおりとする。

本業務従事者は、「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」、「ミャンマー産業振興機能強化プロジェクト」及び「ティラワ経済特別区管理委員会運営支援アドバイザー」の成果を踏まえつつ、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の調査を行うとともに、JICA職員と協力して協力計画（案）を策定するとともに、詳細計画策定結果（案）の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

なお、同業務の実施に際しては、「ミャンマー日本人材開発センター」の詳細計画策定結果（契約後に調査結果ドラフトを共有予定）も参考にする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2017年9月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する。ミャンマー政府の政策関連文書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析を行う。また、ミャンマーで実施されているJICAの関連プロジェクト（詳細は配布資料にて共有）について確認するとともに、必要に応じ、国内関係者へのヒアリングも行う。
- ② 事前調査計画・方針案を検討するとともに、JICA職員と協議の上、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から協力の枠組（案）の作成に協力する。
- ③ R/D（案）（いずれも英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ④ ミャンマー側関係機関等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑤ 他国におけるJICAの類似プロジェクト及び他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。調査団が現地調査で収集すべき情報を検討し、関連プロジェクトを実施している他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成す

- る。
- ⑥ 「投資振興アドバイザー」、「産業振興機能強化プロジェクト」及び「ミャンマー投資日本人材開発センタープロジェクト」専門家やJICAミャンマー事務所を通じて、質問票をミャンマー関係機関等に事前に配付する。
  - ⑦ JICA職員等と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程の作成に協力する。
  - ⑧ 団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2017年9月上旬～9月下旬)

- ① 事前調査計画・方針案を「投資振興アドバイザー」、「産業振興機能強化プロジェクト」専門家、JICAミャンマー事務所等に説明し、合意を得る。
- ② JICA ミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ③ ミャンマー側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ④ ミャンマー側関係機関等に事前に配布した質問票を回収・分析するとともに、特に以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) ミャンマー投資振興・産業振興関連政策、施策等
  - イ) ミャンマーにおける投資振興・産業振興にかかるニーズと現況、課題
  - ウ) ミャンマー側関係機関の実施体制(組織、能力、予算、人員、他機関との関係等)、活動状況
  - エ) DICA、工業省以外の投資振興・産業振興に関わるステークホルダーと政策形成プロセス
  - オ) 民間企業や業界団体のニーズ把握
  - カ) 他ドナー、類似機関の活動動向
- ⑤ ミャンマー側関係機関と協議の上、上記④の調査結果を評価5項目の観点から分析し、協力の枠組み(案)の作成に協力する。
- ⑥ ミャンマー側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D(案)及びM/M(案)(いずれも英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価5項目(妥当性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果をJICA ミャンマー事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年9月下旬～10月下旬)

- ① 事業事前評価表(案)(和文)作成に協力する。
- ② PDM案、PO案、R/D案及びM/M案に変更が生じた場合は改訂に協力する。
- ③ 帰国報告会、団内打合せに出席し、調査結果を報告する。
- ④ 詳細計画策定調査報告書(和文)を作成し、詳細計画策定調査報告書全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

本契約における成果品は(1)、(2)とする。

なお、成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

- (1) 詳細計画策定調査報告書(案)
- (2) 事業事前評価表(案)(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月上旬～9月下旬を予定しています。  
業務従事者は、JICAの調査団員に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

現地プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

### （２）参考資料

#### ①配布資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（TEL:03-5226-8055）にて配布します。

- ・「投資振興アドバイザー」案件概要表
- ・「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」案件概要表
- ・「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」業務進捗報告書
- ・「ミャンマー国 長期外国投資促進計画策定調査報告書」
- ・ミャンマー中小企業開発政策（2015）
- ・ミャンマー投資政策（2016）

#### ②公開資料

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・「産業振興機能強化プロジェクト」案件概要表  
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc030.nsf/VW02040104/14B939D0F5D3791A49257F48002C22A1/\\$FILE/案件概要表%20ミャンマー国%20産業振興機能強化.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc030.nsf/VW02040104/14B939D0F5D3791A49257F48002C22A1/$FILE/案件概要表%20ミャンマー国%20産業振興機能強化.pdf)
- ・「ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト」案件概要表  
[http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc030.nsf/VW02040104/0617ECDFAD6324EA49257EB6002AF151/\\$FILE/案件概要表\\_ミャンマー%20ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc030.nsf/VW02040104/0617ECDFAD6324EA49257EB6002AF151/$FILE/案件概要表_ミャンマー%20ティラワ経済特別区管理委員会能力向上支援プロジェクト.pdf)

- ・ 「ミャンマー日本人材センタープロジェクト」 終了時評価結果要約票  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1202937\\_3\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1202937_3_s.pdf)
- ・ ミャンマー産業政策（2016）  
<http://www.industry.gov.mm/en/content/%E1%80%85%E1%80%80%E1%80%BA%E1%80%99%E1%80%BE%E1%80%AF%E1%80%9C%E1%80%AF%E1%80%95%E1%80%BA%E1%80%84%E1%80%94%E1%80%BA%E1%80%B8%E1%80%99%E1%80%B0%E1%80%9D%E1%80%AB%E1%80%92-industrial-policy-english-version>
- ・ ミャンマー産業発展ビジョン  
<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150703007/20150703007-1.pdf#search=%27%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC%E7%94%A3%E6%A5%AD%E7%99%BA%E5%B1%95%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%27>
- ・ ミャンマー投資セミナー-DICA発表資料  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/ku57pq000016s6az-att/invest\\_my\\_a\\_env03.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_my_a_env03.pdf)
- ・ 改革が進むミャンマー投資動向  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\\_partner/ku57pq000016s6az-att/mya\\_invest\\_env\\_info01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/mya_invest_env_info01.pdf)
- ・ ミャンマー投資ガイド（和文）  
[http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar\\_investmentguide\\_2014\\_japaneseversion.pdf](http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar_investmentguide_2014_japaneseversion.pdf)
- ・ ミャンマー投資法（和文仮訳）  
[http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar\\_investment\\_law\\_no.40\\_2016\\_japanese\\_provisional\\_translation\\_161206.pdf#search=%27%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC+%E6%8A%95%E8%B3%87%E6%B3%95%27](http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar_investment_law_no.40_2016_japanese_provisional_translation_161206.pdf#search=%27%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC+%E6%8A%95%E8%B3%87%E6%B3%95%27)
- ・ ミャンマー投資法（英文）  
[http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar\\_investment\\_law\\_official\\_translation\\_23-1-2017.pdf](http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar_investment_law_official_translation_23-1-2017.pdf)
- ・ ミャンマー投資法規則（英文仮訳）  
[http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/mir\\_english\\_0.pdf](http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/mir_english_0.pdf)
- ・ 「ミャンマー国 貿易実務能力向上支援調査ファイナルレポート 要約」  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000015614>
- ・ 「ミャンマー国 貿易振興体制情報収集・確認調査最終報告書」  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000024551>

### （3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務に従事してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

以上